

時の貫首たりと雖も

(平成四年十月一日 No.63号、平成五年一月一日 No.64号
「正信会報」掲載に若干加筆)

廣 田 頼 道

一、はじめに

私は昭和四十六年から五十年迄の四年間、立正大学に通学する為に、池袋の法道院へ在勤させていただいた。

昭和四十六年といえば、妙信講問題、つまり、「正本堂国立戒壇論」の嵐が吹きあれた時代であります。

この問題を背景にして、教義の改悪が行なわれ、二十年もたった今尚、改められることなく放置されていることに対して、一つの問題提起と、信仰者全体が直視しなければいけないことと、自分自身の反省の為に、この文を書いた次第であります。

二、何が改悪か？

今手許に、二冊の

日達上人述 日興遺誠置文

(略解) 日有師化儀抄

富士学林

の本があります。黄色に変色した紙質の悪い方の本は、奥付が、

※昭和三十九年七月二十日印刷発行

と、なっています。これを①とします。

もう一つの紙質の良い方の本の奥付は、

※昭和四十七年七月二十日印刷発行

昭和五十三年六月一日 再版発行

と、なっています。これを②とします。

②は奥付の表現からいって、明らかに、初発行を昭和四十七年七月二十日であると主張しているわけでありま

す。しかし、現実には、①の昭和三十九年七月二十日に学林教科書として執筆されたものが一番はじめの出発なのであります。

③は、日付は昭和四十七年七月二十日であっても、よほど意図的かつ、急いで作製されたものなのか、最後の百十六頁に、

『日興上人の御遺誠置文二十六箇条と、この百二十一箇条は、正宗をして宗祖滅後六百七十八年（昭和二十四年）の今日まで、一毫の謗法すら、なからしめた指針であったのであります』

このように、結びとして書かれ、私の手許にはありま

せんが、この本の原稿の最初は、昭和三十四年に書かれたものであり、けっして、昭和四十七年七月二十日の印刷発行ではなく、実は改訂印刷発行日という表現でなければならぬという、子供でも分かるような馬脚が、明らかになって、語るに落ちています。

では何故、この様な自語相違をしても、昭和四十七年七月二十日を初発行に見せようとしたのでありましよう。

三、改悪の背景にある妙信講問題（昭和四十七年）

そのことには、この時点（昭和四十七年）における、正本堂建立の教義解釈・妙信講処分の問題があるのであります。

妙信講処分のいきさつをここで細かに述べるのが本来の目的ではありませんが、昭和四十七年七月の前後のことだけを、流れとしてかいつまんで列挙したいと思えます。

○昭和四十七年四月十六日、妙信講は池田大作に、戒壇論の「公場対決」を希望する旨の書状を出した。

○同日、計算されていたかのように、日達上人の訓諭

『正本堂は一期弘法付嘱書並びに三大秘法抄の意義を含

む現時における事の戒壇なり。即ち正本堂は広宣流布の暁に本門寺の戒壇たるべき大殿堂なり。』
が、発せられた。

「正本堂イコール事の戒壇」

と、我が身、我が組織の貢献度、名誉心からも、どうしてもそうしたい池田創価学会と、宗門側は、全面的にそれは肯定出来ない乍も（池田創価学会主導の全体組織になってしまう）未曾有の発展と、ひょっとしたら、世界広布は池田学会のいう通りに出来るのではないかとこの夢想の中で、

「正本堂イコール未来の事の戒壇」

という、玉虫色の折中案で、その場をしのごうとしたわけでありませう。

（池田学会にも、日蓮正宗にも、一切衆生の成仏が広宣流布であるという、本来の広宣流布観はなく、世界中の人に、どういう形にせよ、御本尊を持たせ、御授戒さえ受けさせれば広宣流布だという、世界制圧、覇権主義的思想を持って広宣流布と考えているのであります。）

妙信講を使って、池田学会の慢心を押え、貫首のコントロール下に置き、妙信講にも、これだけ折中に努

力したということを理解させたいという線をねらったのであります。

○妙信講はこの訓諭発布以後五日間にわたり、七回宗門を中たて、学会と激論し、合意書を作成し、その結果、学会は聖教新聞に

○『正本堂はなお未だ三大秘法抄・一期弘法抄の戒壇の完結ではない』との見解を発表した。

○この時期、私は法道院へ在勤したばかりであったが、浅井親子と早瀬・阿部（時によって藤本）の会談の隣室でのオープンリールでの録音（いつ果てるか分からない一時二時過迄の話し合い）役であった。食事もせず、御茶を出すのも憚られるような状況であった。会談が終れば阿部は泊り、朝早く二人して大石寺へ行くという繰り返しであった。私の係の日、夜番として勤め、暗くなった本堂の玄関に早瀬・阿部が浅井親子を送って本堂横の廊下をもどって来る時、

早瀬『教学部長、俺達は将来、宗門の人間の強い者になるんじゃないかなあ——』

阿部『何言ってるんですか、総監さんがそんなこと言ってるんですか！』

この早瀬の慨嘆に満ちた言葉と、阿部の『ここまで来

たら、恥をかくのはいやだ、つっぱしるだけだ」との迷いのない叱責の言葉を、聞くとはなしに、役を終えて所化部屋の入り口で聞いた時には、まさに、「純粹な法門の話ではなく、政治だなあ」とつくづく思ったものでした。

○聖教新聞に載せることになった、

「正本堂はなお未だ三大秘法抄・一期弘法抄の戒壇の完結ではない」

との主旨の文章は、まさに学会にとっては恥辱にほかならない。学会は教義よりも功績と自分達思想が主で、あとは皆、従でしかなかった。

○しかし、妙信講は、この押し込んだ勢いで、我等に流れば来たりとし、もう一步、自分達の考える御遺命守護迄行って行って全てを粉碎せんとし、もう一度何とかウヤムヤにしようとする学会に対して、公場対決を望む。教義の正面对決に弱い学会は、貫首をかくれ蓑に逃げる。

○宗務院は、内容はともかく、なにしろ近づく正本堂完成の前に穩便に穩便にと「訓諭」に従い、信者同士争うことなく公場対決を撤回するようにと、妙信講に書状で求める。

○学会も公場対決拒否の返事をする。

○妙信講は日達上人との直接会談を五月十日に望み拒否される。

○五月二十六日、妙信講幹部総会開催。

①「訓諭」に従うことは出来ない。

②「公場対決」も撤回しない。

③今後も解散除名覚悟で「御遺命守護の斗い」を続ける。

この三項目を宣言し、これを印刷し、全国の僧侶、学会員宅への文書配布活動を始める。

○これに対し、学会は宗門に苦情を申し立てる。

○宗門は文書配布活動の中止と①②③の撤回を要求すると共に処分を匂わせながら通告する。

○六月十二日、宗門はやっと阿部信雄著「国立戒壇の誤りについて」という、赤を基調とした太陽を圖案化した(通称赤本と呼ばれる)七六頁の小冊子を発行し、今迄の妙信講懐柔策、裏取りきの駆引きから、一応宗門の当事者自身が表舞台に出て、国立戒壇を破折した。しかし「国の建築許可書を、勅宣並御教書と考える」等と、最初から辻褃合わせの、「はじめに学会よりの答えありき」の内容で、僧侶全体からも、軽薄で

あり、根本教義から出発した論文ではない、学会まるがかえの御用数学であるとの感想を持たれ、信頼を得、共感を持って迎えらるることはなかつた。その為、この本の内容では、今迄の強引な主張とボタンの掛違いを糊塗するだけでなんの改善にもならなかつた。(一九九二年初頭よりの宗門と学会の争いの中で、阿部は正本堂の戒壇問題が根底の主原因のように言い出して来たけれども、自分自身がそのことに主なる役割を果たして来たことを忘れ、まったく節度反省のない人間であることを露呈した)

○妙信講はどこまでも①②③を主張した為、宗務院は妙信講を処分するか、「訓諭」を否定、訂正するかのどちらかを選択しなければならなくなり、この混乱の中で、早瀬総監と、「国立戒壇論の誤りについて」を書いた当事者の阿部数学部長が、日達上人との「意見の相違のきしみ」の中で、手に手を取って、責任放棄と考える拗ね方で、六月の末、辞表を提出し居所を届けぬまま出弄することとなった。

このことは、学会を無視出来ない。重要視しなければならぬ。学会の言い分を中心に、なんとか辻褃を合わせて事態の終結を計りたい。その為には手段を選

ばず妙信講を強硬に処分しようとする、早瀬・阿部を中心とする宗務院の考え方と、一方日達上人の、妙信講の言い分も、全ては退け難く、学会の独断専行を完全に赦さず、玉虫色でも巧みな結着をつけて、貫首の権威を守り、貫首中心主義の路線をより強く築きたいとする思惑が交错して、朝令暮改となったり、小細工をする為、自己保身から責任のなすりつけ合いになり、言った言わない、おまえが弱腰だからということになり、御互いが不信感を募らせ、亀裂を生じ、貫首と早瀬・阿部の間に疑心暗鬼の感情が倍增していったのであります。しかし、それもこれも、彼等は出発に、法門の定見を持っていなかった為、全てを政治的に納めようと考へた結果がこうなっただけのことなのであります。

その後この辞表は撤回され、以後全ては貫首の直接交渉によって貫首の御手並拜見という状態になってしまったのであります。

○七月一日、松本日仁を本山に呼び「訓諭に従うように」との妙信講への親書を手渡す。

○七月四日、「訓諭には従えぬ」返書が、妙信講から貫首へ。

○同時に妙信講は全ての寺院住職に直接談判を申し込む行動を開始。

○七月五日、妙信講青年部が池田大作宛に抗議文を送り公場対決の主張を再びする。

○終息を目的に思っていたことが再燃になってしまい、驚いた貫首は、七月六日辞世の句を残して、妙縁寺に趣き、浅井親子と面談し、

○「訓論については不本意な箇所があるので、全宗門に誤解なきよう近々新しい解釈を『大日蓮』に載せる」と述べ、浅井親子が、

○「創価学会の『聖教新聞』に連載されている、阿部信雄著述の『国立戒壇の誤りについて』の連載中止を要望。」

これを貫首は受け入れる。

○七月八日、中止。

(つまり赤本は、学会の考え方に丸がかえされ、学会の考え方をより一層バックアップする為に作られた御用数学本であったことが明確になった。)

○七月十九日、貫首は浅井親子、松本日仁を本山に呼んだ。『大日蓮』八月号に掲載予定の訓論の新解釈の原稿が出来、浅井親子の意見を入れる為、三箇所にとわつ

て、貫首自ら、加筆訂正を行なった。

○この箇所は、妙信講側の主張によれば、訓論の「正本堂は広宣流布の暁に本門寺の戒壇たるべき大殿堂なり」

の部分を実質的に否定、訂正するものとなったというのであります。(暁に立つものが前に立っているという考え自体が限りなく誤に近い玉虫色と言われても仕方がないものであります。密室であり、妙信講側の主張といっても、前後の状況からして、妙信講の主張に誤りはないと思える。)

○妙信講はこれを受けて、すぐ様『富士』八月号に、「狛下、妙縁寺に御下向、御指南給う、訓論はやはり御本意にあらず」

との講演速記文を載せ、又宗門に配布した。

○八月十二日、貫首再び妙縁寺にて、松本日仁、浅井親子と面談。

「先日言ったことは全部取り消します。残念ながら、(訂正を)『大日蓮』誌に載せることは出来ない。もう私にはどうにもならない。どうか直接太会と話し合っ

て解決して下さい」と語る。

妙信講が望む学会との「公場対決」は、信者同士の

混乱を招き、そして法門の裁定をしなければならぬ
本山貫首の責任放棄の醜態露呈になる為、させたくな
い。

大石寺、貫首の權威は守りたい。

審判役、裁判長役の貫首が、少々の間違いがあつて
も、俗が權威に屈伏する僧俗關係を作りたない（もちろ
んこれは本当の大石寺法門の考え方ではない）。しか
し、学会からは、今日迄の功績をすこまれ、妙信講か
らは、今日迄宗門の伝統教義とされて来た教義解釈の
上から矛盾を突かれ、ボタンの掛違ひは、後戻りのき
かない状態となつてしまつた。

全ては経営と政治的方針を優先し、法門という柱を
大切にしないで、常じ場当りのムードでやって来た付
けが廻つて来たのであります。

以上が、「奥付・昭和四十七年七月二十日」前後の
妙信講問題の流れであります。

※付記

かといつて私は、妙信講の国立戒壇論が正しいとは思
いません。

日蓮大聖人の仏法の最高の目的は、一切衆生成仏であ

ります。国立戒壇が一番の目的ではなく、道のりの目的
であり、当時の国家観からする時、一国広布の証しとし
ての目的であります。

又、本門の本尊、題目の三秘も各別して論じられるも
のでなく、もともと三秘一体にして本尊に即するもので
あります。

今日の政治形体、とりわけ民主主義をどう考えるか、
天皇制並びに天皇をどう考えるか、鎌倉時代の武家政治
を理想と考えるのか、世界宗教としての富士法門の展開
をどう考えるのか、人口のどれだけでもって国立と考える
のか、鎌倉時代と違う世界観にどう対応するのか、日
本だけの国立でいいのか、挙げればまだまだあると思ひ
ます。

広宣流布と一切衆生成仏とは同じイコールのものであ
ります。私は、妙信講の主張する広宣流布観のベースは、
学会と同じで、信仰者の世帯数増加と世界制覇によつて
成り立つという考え、その精華として国立戒壇があると
考えているように思へてならないのであります。

己心の胸中の肉団に三秘相即の本尊を建立し、同時に
胸中に戒壇を建立する。目に見える国立戒壇よりも、実
はこの戒壇の方が重要であり前提でなくてはならないの

であります。

一切衆生の順逆共の成仏、とりわけ逆縁の成仏を中心と考え、正法に縁せしめていくこと、折伏行をしていくことこそが一番大切なことだと思っております。

そのことよりも、御遺命守護・国立戒壇の方が大切だというならば、

「富士山は須弥山よりも高し」

という御仁と何も変わらないことだと思います。

どれほど先師の言葉を並べてみても、一切衆生成仏ということに整合性のない言葉であるならば、意味のないことといわなければなりません。

国立戒壇が建立されれば一切衆生が成仏するということにはならないのであります。

四、昭和四十七年七月二十日印刷発行の意味する

もの

この様な流れの中で、宗内の僧侶にはまったく議論を許さない状況を貫首はじめ宗務院は、『貫首の御指南のままに』と言い続けることによって作り上げ、議論し考えることすら罪悪であるようにしていったのであります。これも大石寺にいつの間にか住みついてしまった「貫首

本仏」「貫首無謬論」の結果だと思っております。

妙信講と松本日仁、八木直道御尊師が身を捨てて意とすることを述べても、『建物が供養されちゃうんだから、なんとかりっぱな理屈を付けなければ仕方ないじゃないか』という感覚のもと、正本堂を作る話の前に、尽くされていなければならぬもの「正本堂のよって立つ、法門の議論」が尽くされず、僧侶も、学会教学に汚染され、それに気付かず、冠婚葬祭に忙殺された状態で、何も考えず、ただただ平安を願ひ、貫首の御指南を、権威にも、かくれ蓑にもして、ノンポリを決めこんでいたのであります。

つまり、七月二十日前後、朝令暮改の定見なき試行錯誤が繰り返され、戒壇論争は玉虫色のまま生き残り、ついに妙信講を法門をもって善導することが出来ず、昭和四十九年八月十二日、無理矢理、宗外追放して終結を計ったのであります。

しかし、この結末では何んの解決にもならなかった事は、今日の宗門、妙信講の姿、そして正本堂の存在自体が未来の戒壇の徳を備えているものなのか（無用の長物に成り下がってしまった）誰が考えても分かる通りであります。

二、の「何が改悪か」の章で挙げた、昭和三十九年七月二十日印刷発行と、昭和四十七年七月二十日印刷発行とでは何が決定的に違うのかといえ、

昭和三十九年版では(十二頁)

一、時の貫首たりと雖も仏法に相違して己義を構えば之を用うべからざる事

後世の総本山の代表たる貫首であっても大聖人の仏法に違背して自分勝手な説を立てて固執するならば、その説は勿論、その貫首を用いてはならない。日興上人は大聖人の仏法を守るためにはかくの如く実に厳格であったのである。

一、衆議たりと雖も仏法に相違有らば貫首之を推くべき事

前条が貫首の己義について誠められたのに対して、之は一般僧侶の横暴を誠められたのである。一般僧侶が協議して決定した事でも、もし大聖人の仏法に

違背して居れば貫首は之の説を押し退けなければならない。今日の時代には一層大切なことであると思ふ。

昭和四十七年七月二十日印刷発行の本では、

一、時の貫首(以下同文)……

時の貫首とは、その宗の頭、即ち現在の管長であるから宗門を運営するに当って誰を採用し、任用してもよいのであるが、大聖人の仏法に違背して自分勝手な説を立て、しかも注意されても改めない人を用いてはならない。つまり、時の貫首の権限を示されているのである。

一、衆議たりと雖も(以下同文)……

この条は一般僧侶の横暴を誠められたのである。一般僧侶が協議して……(以下三十九年度版と同文)

この二項目を改訂の目標として昭和四十七年七月二十日版が発行されたのであります。

『大聖人の仏法に違背して自分勝手な説を立て、しかも注意されても改めない人を用いてはならない』

とは、当然、妙信講を指して言っているのであります。大聖人の仏法をもって善導することが出来なかつたにもかかわらず、貫首の権威イコール大聖人の仏法にしてしまったのであります。

つまり、妙信講問題の渦中において、日達上人は自ら凡夫の煩悶の中で、貫首として一番にやってはいけない己義を構え、貫首本仏の権威で、問題を押しこむことをしてしまつたのであります。

宗旨の根幹である、法を中心とする依法不依人の教義の改悪となる、依人不依法ともいえる、貫首無謬、貫首本仏の謗法を犯してしまつたのであります。

この当時、日達上人は頻繁に色々な所で、

『私のことを謗法だ謗法だ、時の貫首たりと雖も己義を構えば、』といいますが、謗法かどうか己義かどうかを判断するのは誰ですか、貫首である私でしょう』ということを発言された。

はたしてそうであろうか。

五、謗法とは貫首だけが判断するものであるか。

謗法とは、

一、法華宗の大綱の義理を背く人をば謗法と申すなり。

「化儀抄」日達上人述学林版（六三頁）

又、

一、富士の立義聯も先師の御弘通に違せざる事。

「遺誠置文」日達上人述学林版（五頁）

とあり、まず大前提として、宗祖大聖人を人法一箇の下種本仏と立て、寿命品文底本因妙下種、一切衆生成仏の法を信仰の根本とし、それを汚し、曲げ、迷わせ、さまざま、そしり、悪口、のろう、うらむ等々をすることを謗法というのであります。

大聖人の仏法に対する信仰の基本姿勢は、

信弱くして成仏ののびん時某をうらみさせ給ふな。

「新池御書」（全集一四四三頁）

と示されるように、大聖人が成仏させてくれるとか、身替りになって救ってくれるという考えはなく、大聖人が身で読まれた文底本因妙の仏法を、一切衆生が、

此の御本尊全く余所に求むる事なかれ、只我等衆生の法華経を持ちて南無妙法蓮華経と唱うる胸中の肉団に

おはしますなり。

「日女御前御返事」(全集一二四四頁)

と覚知し、成仏を遂げるのであります。大聖人は道案内に迎えに来てくれても、衆生自身が行ずる信心の足で歩まない限り成仏はないのであります。大聖人が背負ってくれるというのではないのであります。

以信得入。 「譬喩品」(開結二四〇頁)

であります。

つまり、大聖人御自身も依法不依人の法華經の行者であつたのであります。日興上人も依法不依人の信仰をもつて大聖人の仏法を弘通されたのであります。

釈尊はじめ諸仏諸菩薩は全て修行をして悟り成仏したのであります。大聖人も同様であります。そしてその修行の根本規範は、謗法嚴戒であります。もし謗法の是非決定の判断が、貫首独占のものであるということになれば、成仏は信心修行でなく認承だということになってしまい、信仰の道からはずれることになります。

依法不依人と謗法嚴戒とは同じものなのであります。

時代によって、政治的駆引や、貫首の心の置き所によって謗法が判断されるものではないのであります。

經文に背いて人師の言に随ふべきか人師の言を捨てて

金言を仰ぐべきか用捨心に有るべし。

「聖愚問答抄上」(全集四八六頁)

貫首の言葉と大聖人の教えとくい違えば、当然大聖人の教えを根本とし貫首の言葉を用いないのであります。ただし、貫首が私心なく、一切衆生成仏の為、大聖人の仏法の恒久普遍を踏まえて会通したことが、大聖人の仏法の整合性を崩さず生かすことが出来るならば、コロンプスの卵の様に、我々は受けとめ改善しなければいけないのであります。

そして「遺誠置文」を改悪した条項にあるごとく、貫首と衆議(大衆)、手続の師(貫首)と弟子大衆の互誠によって謗法の判断をすべきなのであります。

一、師弟相對する處が下種の躰にて事行の妙法蓮華經なり。 「化儀抄」(四二頁)

一、信といひ血脈と云ひ法水と云う事は同じ事なり (中略) 高祖已來の信心を違えざる時は、我等が 色心妙法蓮華經の色心なり。 「化儀抄」(四〇頁)

妙法受持の師弟が、まちがひなく成道を遂げて行く為に、正法とは何か、謗法とは何かを高祖已來の信心に照らし合わせ明らかめて行くべきであり、そこに又正邪の判断と一切衆生(仏法に縁していない人々にも)に大聖人

の仏法を会通し弘通して行く鍵があるのであります。

一、手続の師匠の所は三世諸仏、高祖已来、代々上人のもぬけられたる故に、師匠の所を能く能く取り定めて信を取るべし、又我が弟子も此の如く我に信を取るべし、此の時は何れも妙法蓮華經の色心にして全く一仏なり、是れを即身成仏と云うなり云々。

「化儀抄」(二五頁)

つまり、代々の上人は、蛇や蟬、蚕の蛻ムケガサと同じであつて、その貫首に与えられ、任された時代における借りの肉体(色)であり、大聖人の御教示及び妙法は心であり、この色心が不二となり即身成仏する為の根本条件が謗法嚴戒の信心修行なのであります。

そのことを、

此の時は何れも妙法蓮華經の色心にして全く一仏なり、是れを即身成仏と云うなり云々。

と示されているのであります。このことは、

高祖已来の信心を違えざる時は、我等が色心妙法蓮華經の色心なり。

「化儀抄」(四〇頁)

の指摘と、まったく同義なのであります。

表現を換えていえば、代々の上人は箱であり、大聖人及び妙法は、その箱の中味の宝ということであります。

これらのことから考えて来ますと、歴代の貫首を『貫首』『貫主』と呼ぶことは、高祖已来の信仰を「貫く主」「貫く首領(法を率先垂範する主)」として、実にこの性格を明確に示した正しい言葉だといえます。近年、『法主』とか『猊下』とか他宗の表現法に毒され呼ぶようになったことは、貫首本仏觀を生み出す土壌であり、まちがいであります。

「貫首は、蛻でなく中味の法そのものなんだ」「色でなく心だ」という主張がなされれば、貫首自身が法主日蓮大聖人に師敵対の思想を振り廻すことになってしまうのであります。

与えられたその時代に久遠元初本因妙の法を謗法嚴戒して守ることを義務づけられた“もぬけ”は、与えられたその時代にあつては、代表者として蛻でなく肉体そのものとして機能し、その時代が過ぎた時には、蛻となるのであります。未断惑不完全な凡夫だからであります。したがって、貫主は身軽法重、依法不依人の修行の手本にならなければいけない。高祖已来の信心を違えざる立場でなければならぬのであります。

しかし、現実には、大石寺15世16世17世18世19世20世21世22世23世の九代にわたる約百年間、京都要法寺より

貫首を迎え、17世日精は釈迦仏像を本尊として安置するほどの、法門の混乱を導入したのであります。是正期の24世日永25世日宥26世日寛27世日養の時代にどれほど復興の苦勞があったか想像して余りあるものであります。しかしこれも、

「時の貫首たりと雖も仏法に相違して己義を構えば之を用うべからざる事」

文の心を活かし、未断惑の貫首がどれほど仏法を曲げたとしても、高祖已来の信心を違えざる様是正して行こうとする精神があったからに他なりません。

本論からはずれることですが、何故今日迄、本山御影堂安置の御本尊を、高祖已来の信心を違えた17世日精上人染筆の本尊のままにしてあるのか、私自身疑いを払うことが出来ないのがあります。是正期においても払い切れなかった残影として残っているのか残念な気持であります。

六、むすび

日達上人自身も、貫首本仏論に染まっていたのではないかと思ひます。

日達上人が昭和四十七年七月二十日版で改悪した箇所

は、先の章で示したように、貫首対大衆の一对の遺誡であります。

ですから、法門的にも、文法上でも、まったく意味の通じない、原文の意味を違えた解釈であり、ただただこの時代の混乱と、日達上人の煩悶と、貫首本仏の思想からくる教義の改悪を刻印するシンボルとして残されたに過ぎないのであります。

本来この二項は、解釈すら必要のない、原文そのままの意味でしかないのであります。それ故この御文は、それ以後も、日達上人の解釈を無視し、時の貫首の誤りを戒める時に必ず用いられ続けているのであります。

改悪し、この解釈が青天の霹靂の様に、信仰の益になつたかといえはそうではなく逆であり、日達上人の恥と貫首本仏觀の強引さを証する材料になつてしまつただけなのであります。

しかし、阿部日顕をはじめ、貫首本仏論が正しいとする徒輩からすれば、この解釈は価千金の重みを持ち、真実の仏法のあり方を、ことごとくまげて恥ない、道具にされてしまうものと思つたのであります。かつて日達上人を批判していた阿部も、自分がニセの貫首でも、その立場となれば、心地良く身を守る為はこの解釈を正当と受

けとめるであります。

富士の法門は、

一、当宗の本尊の事、日蓮聖人に限り奉るべし、仍つて今の弘法は流通なり、滅後の宗旨なる故に未断惑の導師を本尊とするなり。

「化儀抄」(四六頁)

つまり、代々の貫首も皆んな大聖人の前には弟子であつて、大聖人の仏法を流通することに精進することが本分でないならぬのであります。

貫首本仏を富士の流義であり、正当だと思ひ込んでゐる人間は、あたり前の基本を忘れこのことを学んでいないのであります。その上、大聖人御自身をも含め、灰身滅智の成仏を否定し、不改本位の煩惱をいだいたままの凡夫成道、未断惑の一切衆生成仏を明し、未断惑の法一箇の仏の hands を示されたことを忘れ、時の貫首が、本果の積尊や大日如来や阿弥陀如来と同様に振舞つてゐる姿は、誠に残念なことだと思つてあります。

本来、日蓮正宗には、法門の上から、能化職というものは必要なものであります。

日達上人が手掛けた、改悪は、
① 妙信講・戒壇問題の強引な結着を計る為。

② 貫首を本仏にまで高め、その權威を示し、一切の批判を排する為。

③ 己義なる謗法であること。

④ 文法解釈上も明確な誤りであること。

⑤ 恥を末代まで残してしまふこと。

これだけの過ちを年代と共に積み重ねるだけであります。誰でもいい、これ等を是正し、葬り、昭和三十九年七月二十日版に示される解釈にもどすべきなのであります。

日達上人が亡くなられて十三年、この本が出来て二十年、私自身、今迄一言も公にこの事を言うことが出来ませんでした。「皆んな腹では分かつてゐることだろう。冷笑し、無視して通ればいいことだから」と思ひ、逃れて来ました。

日達上人存命中に、おかしいと思ひ乍、言うことをしなかつた。亡くなつても言うことをしなかつた。自分も貫首本仏論に、染まつてゐる心があつた。

自分は信仰者として、僧侶として、弟子として、謗法容認の不幸な人間でありました。

自分の、反省懺悔を込め、弟子として報恩の至誠を一分でも尽くしたいと思ひ、この一文を草した次第であり

